

新河岸駅周辺整備に伴う川越都市計画変更案の説明公聴会 Q&A

平成23年3月20日

Q. 計画道路の整備スケジュールは、駅の東西同時ですか？

A. 駅前広場、駅前通り線および寺尾大仙波線の一部区間については、東西ともに、平成27年度末を完成目標に整備する予定です。

Q. この計画変更による個人的な負担はありますか？

A. 準防火地域の指定がされた区域では、新たな建築、建替えやリフォームの際に、基準に沿った建築物を建てて頂くことになります。例えば、木造2階建て住宅の場合、屋根および延焼の恐れのある部分の開口部（窓、換気扇、玄関扉の開口部）や延焼の恐れのある部分の外壁と軒裏については、防火構造の材料を使用し、防火措置を講じる必要があります。建築材料費などの負担が多少増えますが、将来的にまち全体で火災防災性の向上を図るものです。

※延焼の恐れのある部分とは、隣地境界線および道路中心線から1階にあっては3m以内、2階にあっては5m以内の距離にある建物の部分を指します。

Q. 駅舎の改造計画について？

A. 東西の駅前広場完成に合わせて、連絡する自由通路（歩道橋）の整備を行うことについて、東武鉄道と協議調整を行っています。また並行して、その自由通路を活用する橋上駅舎化についても検討しています。

Q. 道路や駅舎など、街の将来模型を造れば、皆さんにわかりやすく伝わるのでは？

A. 具体的な計画が、固まった段階で、わかりやすい情報提供を検討してまいります。

Q. 区域東西の自動車交通を円滑にするための道路が必要では？

A. 東上線を横断する東西道路の計画については、「高階まちづくり方針」にも位置付けております。今回の「駅周辺地区ブロック」の計画決定後に引き続き行う「その他地区ブロック」での意見交換や現地測量等を行い、詳細を決めていきたいと考えております。

Q. 予定スケジュール通りに事業を進めてほしい

A. 新河岸駅周辺整備事業については、市の重要施策の一つであると認識しています。今後、さらに鋭意努力して進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。